

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 警務部会計課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(165) 本部庁舎建設設備運転監視業務等委託(委託範囲の検討)について(意見)</p> <p>本業務は、一般競争入札の結果、委託先業者と警察本部庁舎の電気設備、空調設備、昇降機、給排水設備、消防設備等の設備点検を一括して委託する業務につき、委託契約を締結しているが、委託した業務の約半数を再委託しており、委託範囲の妥当性について見直しを検討すべきである。</p>	<p>24時間365日県民の安心・安全を守るための中核を担う県警本部において、非常時等における問題の有無を考慮して委託範囲の妥当性について検討した結果、一部の委託業務については、個別契約とする。</p>
	<p>(166, 172) システム改修委託(実績検証の適切な実施)について(意見)</p> <p>市場価格情報誌等を参考に算出した単価及び工数を基に積算し、予定価格を決定した上で契約を締結しているが、実績検証に関して、金額の根拠となる実績単価及び工数等の情報を入手しておらず、実質的に予定単価及び工数との比較検討がされていなかった。</p> <p>随意契約で競争性が働いていない以上、契約金額の妥当性や同様業務の適切な積算のため、実績検証の実施を検討すべきである。</p>	<p>平成30年度以降の契約においては、作業室等への入退室状況や職員立合による作業確認等のほか、業務仕様書の成果物として、作業時間、作業内容、作業場所及び作業担当者等を記した作業実績報告書の提出を追加し、作業実績の把握に努めている。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(167) 交通管制システム保守点検業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p> <p>一般競争入札により委託業者が決定されているが、応札は1社のみという状況が継続している。システム導入の際に、導入後の保守点検等も含めたライフサイクルを勘案して、契約の相手方を選定する必要がある。</p>	<p>新たな機器を導入する際には、導入後のライフサイクル経費を勘案した調達方法を予算要求の前段階から検討しているほか、昨年度は一部の契約において、仕様書に任意の業者が保守可能な汎用品を多く採用することを明記するなどの見直しを行っている。</p>
	<p>(169, 170) 機器保守委託（警察署、試験場）（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>機器を設置した業者がその後の点検業務を行うことになると考えられるため、ある程度の期間業務の提供を受けることを前提に契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。機器導入時には、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等のライフサイクル全体において競争性を働かせる必要がある。</p> <p>新たな機器を導入する場合は、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきであり、現有機器の保守点検を継続する場合は「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の範囲に含めることも検討すべきである。</p>	

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(168)原付講習委託 について（意見）</p> <p>当該契約は単価契約であり、積算は、想定される受講者数やそれに伴い必要となる指導員数を基に行われ、平成26年度以降、積算書上の指導員数および受講者数に対し、同年度における実績数は少なく、乖離している状態となっている。</p> <p>過去の実績を反映した積算を実施すべきである。</p>	<p>平成30年度の契約から、過去の実績を反映した積算を実施済みである。</p>
	<p>(171)採用業務について（意見）</p> <p>警察官募集にかかる本業務は、(株)マイナビと1者見積のうえ、随意契約を締結している。警察官募集を一人でも多くの学生の目に触れるようにするため、京都・滋賀エリアの学生会員数が第1位である(株)マイナビに委託することが効果的と判断しているとのことである。本業務は滋賀県財務規則第219条第1項第6号に定められる100万円を超えない契約であることから、随意契約によることは認められるものの、他の都道府県の状況や固定化されている委託金額の妥当性を検証する観点で、再度、複数の見積を徴取する必要性を検討すべきである。</p> <p>(見積書を2者以上から入手することを検討すべきである。)</p>	<p>受験者の裾野を広げ、より効果的な募集業務が行えるよう、平成30年度の契約からは、1事業者に限定せず、主要な就職サイトを運営する4者から見積徴取した上で、それぞれと契約を行う方法に変更した。</p>